

## 外国法人の申告と署名押印

Q：外国法人である当社の日本国内において行う事業の経営の責任者は外国人です。

ところで、外国人には押印の習慣がないのですが、法人税の申告書を提出する場合、どうすればよいのでしょうか。

A：サインすればよいことになっています。

### 【解説】

政府の規制緩和の一環として、公的機関に提出する各種届出書の押印の撤廃が取り沙汰されていますが、法人税の確定申告書などについても会社の代表者と経理担当者が自署押印をしなければなりません。

ところで、外国法人が日本で事業を展開する場合にも、日本の税務署に法人税の申告が必要です。この場合は、確定申告書に日本国内における経営責任者と経理責任者が自署押印しなければならないことになっています。

ところが、その自署押印をする人が外国人の場合、押印の習慣がない場合も少なくありません。しかし、これについては、「外国人の署名捺印および無資力証明に関する法律」により、自署押印すべき者が外国人の場合、その者の署名で足りるとされています。

したがって、ご質問の場合も、日本国内において行う事業の経営の責任者は外国人とのことですので、法人税申告書にはその者が署名（サイン）することで差し支えありません。

なお、この取扱いは、法人税申告書の提出者が内国法人であっても、その代表者や経理責任者が外国人である場合も、同様の取扱いとなります。

